

## 【あくせす根室の概要】

平成17年、北海道障がい者総合相談支援センター事業を、社会福祉法人北海道社会福祉事業団が受託し、根室管内の中心に位置する中標津町に「根室圏域障がい者総合相談支援センターあくせす根室」が開設されました。

平成20年度を最後に北海道総合相談支援センター事業が廃止され、平成21年度より北海道の広域相談支援体制整備事業と根室管内の1市4町からの相談支援機能強化事業の委託を受けて、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」を実施しています。

## 【あくせす根室の場所】



## 社会福祉法人 北海道社会福祉事業団

根室圏域障がい者総合相談支援センター

# あくせす根室

〒086-1110

北海道標津郡中標津町西10条南9丁目  
中標津総合福祉センター「プラット」内  
(事務所は建物に入って右奥になります)

TEL 0153-73-3178

FAX 0153-73-3179

メール [nemurokeniki.soudan2@apost.plala.or.jp](mailto:nemurokeniki.soudan2@apost.plala.or.jp)

HP <http://www.dofukuji.or.jp/>

[access-nemuro/](http://access-nemuro/)



## 【あくせす根室って どんなところ??】

?



福祉サービスには

どんなものがあるの?

手続きは

どうしたらいいのかしら?

地域で生活したいけど

不安がいっぱい・

どうしたらいいんだろう?



あくせす根室では、障がいのある人が地域で  
安心して生活ができるよう、

社会福祉士・精神保健福祉士の資格を持った

2名のスタッフが市町村や関係機関と連携し、  
皆様の生活を応援していきます。

日常生活に関すること、就労に関することなど  
何でもお気軽にご連絡ください。

障がいを持つお子さんから大人の方・家族・

関係機関の方など、年齢・障がい種別に関係

なく、総合的な相談支援を行います。

利用料はかかりません。

## 【利用方法】

☆直接 来所されるの相談

月～金曜日の平日、第2・4土曜日

9:00～17:30（祝日・年末年始を除く）

事務所を開設しています。

相談や訪問で、事務所を不在にする場合が

ありますので、事前に予約されると確実です。

開設日以外でも事前にご連絡いただければ、

可能な限り調整をいたします。

☆電話・メール・FAXでの相談

365日・24時間いつでもお受けいたします

事務所不在時は、転送電話により携帯電話に

つながります。

ただし、相談対応中や会議、運転中等は、

留守番電話になることもあります。折り返し

ご連絡いたします。

☆訪問による相談

直接 来所するのが難しい方はご連絡ください。

必要に応じて、地域や家庭への訪問を行います。

## 【基本方針】

- (1) 障がい者の意思を尊重する視点に立ち  
生活全般にわたり、必要なサービスを  
適切に利用できるように支援します。
- (2) 障がい種別、年齢等を越えて、支援を  
必要とする方を対象とします。
- (3) 特定の立場に偏らず、公平性・中立性  
の確保に努めます。
- (4) 公的制度以外の取り組みを含め、地域  
における支援体制の構築に努めます。
- (5) 医療・教育・労働などを含めた各関係  
機関と連携し、地域生活支援体制の  
構築に努めます。

